

税務行政の最近の取組

- 1 令和4年分確定申告への対応
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 酒類業の振興

- 1 令和4年分確定申告への対応
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 酒類業の振興

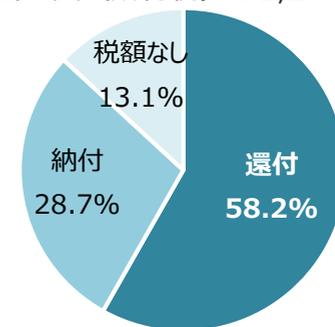
令和3年分確定申告の状況と令和4年分の速報値

○ 令和3年分確定申告の状況

- 確定申告人員（所得税）は、2,285万人
- うち、還付申告が6割（構成比：58.2%）
- 納税者ご自身による自宅からの電子申告（e-Tax）（442万人）は、近年大幅に増加し、確定申告会場で申告した方の数（311万人）を初めて逆転
- 令和3年度の所得税申告におけるe-Taxの利用割合は59.2%まで上昇
- 令和4年度は65%が目標

【申告区分】

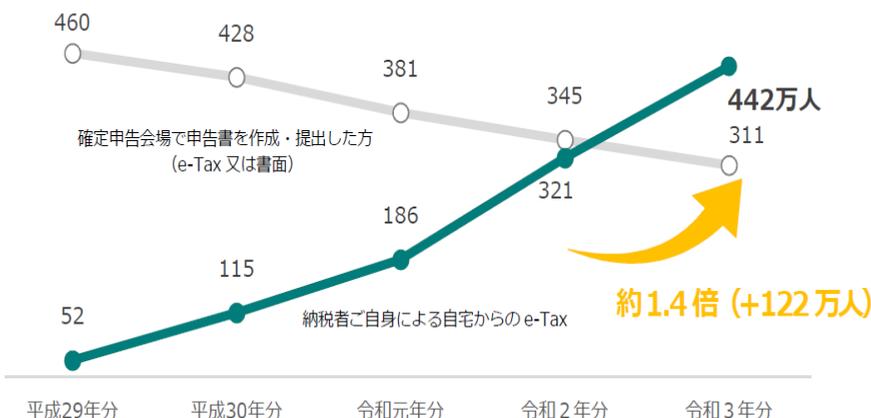
申告人員（所得税）：2,285万人



【所得税申告のe-Taxの利用割合】



【納税者ご自身による自宅からのe-Taxと税務署の確定申告会場での申告の比較】



<確定申告人員の内訳>

	令和3年分	
	対前年比	%
確定申告人員	2,285	101.6
自宅等からのe-Tax	923	116.8
本人送信	442	138.0
税理士送信	481	102.4
税務署の確定申告会場から	311	90.3
e-Tax	270	83.6
書面	41	190.3
地方団体からのデータ引継	140	110.6
書面（郵送等による提出、地方公共団体の会場での提出等）	911	92.2

○ 令和4年分確定申告の速報値(3月9日時点)

- 所得税のe-Tax申告件数が、前年同期比で約115%
- そのうち、自宅等からのe-Tax申告（本人送信・税理士送信）は、前年同期比で約120%

令和4年分確定申告における周知・広報

- 所得税等の確定申告に向けて、オンラインで申告手続きが可能であることを中心に、関係省庁の協力も得ながら周知広報を実施
- 令和4年分確定申告においては、特にマイナンバーカードを利用することで、より便利に申告手続きが可能であることを念頭に、主に以下の周知・広報施策を実施

Webサイト

- 国税庁HP「確定申告特集」



(マイナポータル連携特設ページ等へ誘導)

- Web-TAX-TV、YouTube 国税庁動画チャンネル



TVCM、TV番組企画

- 確定申告TVCM



(2月上旬から地上波で放映開始 電車内広告、ラジオCMも実施)

- BSテレ東「ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトビラ」『サキドリ情報便』(R5.1.27放送)



- マイナンバーカード普及促進TVCM (お困りのマイナちゃん編)



【デジタル庁・政府広報室】

- TVニュース番組、ネットニュースでの報道



(R4.12報道機関向け「確定申告に関する説明会」(マイナポータル連携を含むデモンストレーション他)を開催)

その他企画

- 確定申告用ポスター・新聞記事下広告



- ・ 新聞突出し広告



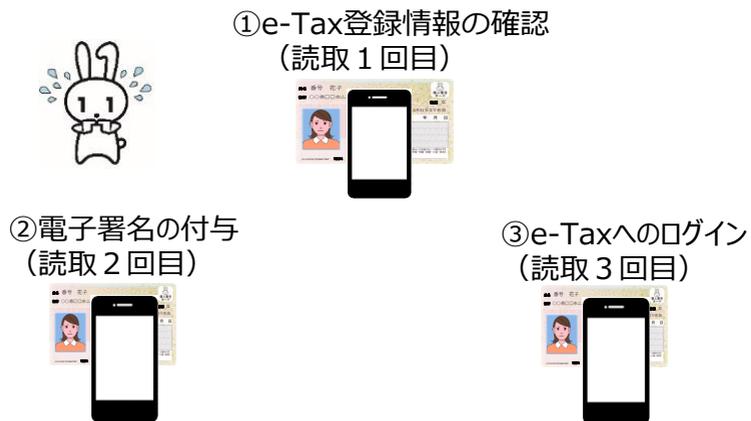
【国税庁・政府広報室】

令和4年分確定申告におけるe-Taxの利便性向上施策

- ▶ 令和4年分確定申告（令和5年1月以降）では、マイナンバーカードの読み取り回数が1回になるとともに、青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

現行



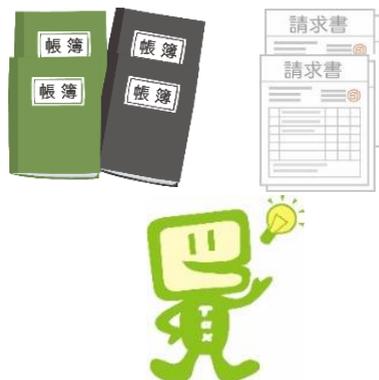
令和4年分以降

①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！パソコンの画面もリニューアル！



決算書・収支内訳書作成コーナー

① 決算書等の作成

青色申告決算書の種類選択

② 副業所得がある方

売上(収入)金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

③ 専業所得がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

次へ

スマホ画面

決算書・収支内訳書作成コーナー

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

雑所得(業務)がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

パソコン画面

令和4年分確定申告におけるマイナポータル連携の拡大

▶ 令和4年分の確定申告（令和5年1月以降）では、マイナポータル連携による申告書の自動入力対象を拡大（注）するなど、マイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告が更に便利に使いやすく

（注）医療費は、1年間分の情報が取得可能となるほか、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書が新たに連携対象データに追加

作成コーナー X 1 マイナポータル

マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費

1年間分の情報
が取得可能に！

ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

国民年金保険料

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧（令和5年1月末現在）

○保険料控除証明書

生命保険会社（18社）
朝日生命保険相互会社
アフラック生命保険株式会社
イオン・アリアンツ生命保険株式会社
株式会社かんぽ生命保険
ジブラルタ生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
富国生命保険相互会社
フコクしんらい生命保険株式会社
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社（PGF生命）
ブルデンシャル生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
明治安田生命保険相互会社

損害保険株式会社（11社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
A I G損害保険株式会社
S B I損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
セコム損害保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

共済（4団体）

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会）
都道府県民共済グループ（全国生活協同組合連合会）
こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）
C O ・ O P 共済（日本コープ共済生活協同組合連合会）

○特定口座年間取引報告書

証券会社（38社）
アイザワ証券株式会社
あかつき証券株式会社
安藤証券株式会社
池田泉州 T T 証券株式会社
いちよし証券株式会社
岩井コスモ証券株式会社
auカブコム証券株式会社
株式会社 S B I 証券
株式会社 S B I ネオモバイル証券
岡三証券株式会社
岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー
岡地証券株式会社
京銀証券株式会社
きらぼしライフデザイン証券株式会社
四国アライアンス証券株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
十六 T T 証券株式会社
第四北越証券株式会社
ちばぎん証券株式会社
中銀証券株式会社
東海東京証券株式会社
東洋証券株式会社
とちぎん T T 証券株式会社
西日本シティ T T 証券株式会社
野村證券株式会社
八十二証券株式会社
浜銀 T T 証券株式会社
播陽証券株式会社
百五証券株式会社
ひろぎん証券株式会社
ほくほく T T 証券株式会社
丸三証券株式会社
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社
水戸証券株式会社
めぶき証券株式会社
山和証券株式会社
L I N E 証券株式会社
ワイエム証券株式会社

○公的年金等の源泉徴収票

発行主体
日本年金機構
国家公務員共済組合連合会
警察共済組合
公立学校共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
地方職員共済組合
地方職員共済組合団体共済部
日本私立学校振興・共済事業団

○社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書

発行主体
日本年金機構
○住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

銀行等

住宅金融支援機構
○寄附金受領証明書・寄附金控除に関する証明書

ポータルサイト名	証明書発行者
ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社
さとふる	株式会社さとふる
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
ふるなび	株式会社アイモバイル
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹
JALふるさと納税	株式会社JALUX

※ 発行主体一覧は国税庁ホームページで随時更新しています。

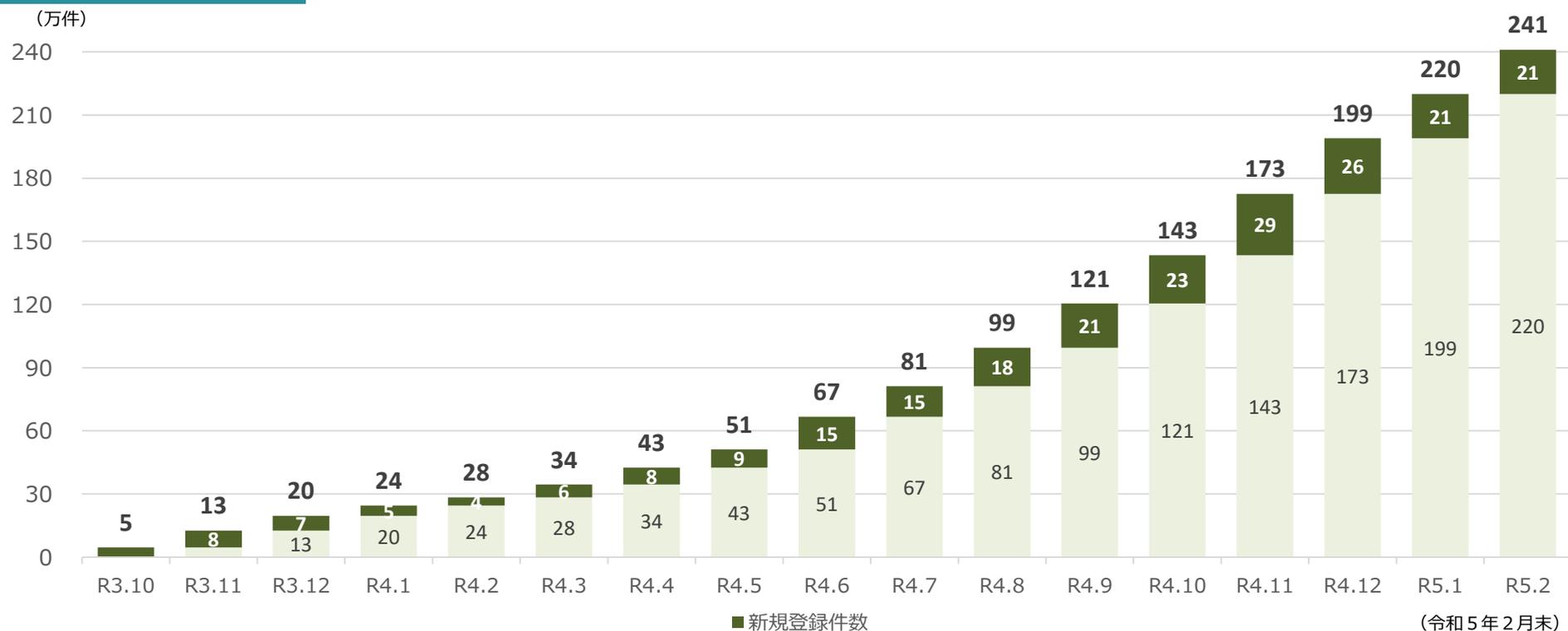
- 1 令和4年分確定申告への対応
- 2 **インボイス制度の円滑な開始に向けて**
- 3 酒類業の振興

インボイスの登録状況等について

○ インボイスの登録状況(令和5年2月末)

- インボイス制度の周知・広報については、インターネット・新聞等への広報媒体の掲載や継続的に説明会を開催するなど、各種取組を実施しているところ
- 法人及び個人事業者から提出された申請件数は、約270万件であり、そのうち、登録が完了している件数は、約241万件である
- 課税事業者について、法人は約85%、個人事業者は約45%、法人と個人事業者の合計の登録割合は約70%

○ 登録件数の推移



税制改正大綱を踏まえた今後の周知広報の方針

○ 税制改正大綱について

- 「令和5年度税制改正の大綱」が令和4年12月23日に閣議決定され、令和5年10月1日に制度を着実・円滑に開始する観点から、免税事業者を含む中小・小規模事業者の負担軽減措置等が講じられることとなった

<主な改正案の内容>

- ・ 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（3年間）
- ・ 課税売上高が1億円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除を可能とする措置（6年間）
- ・ 振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置
- ・ 上記措置の趣旨を踏まえ、原則的な登録申請期限としていた令和5年3月31日以降であっても、令和5年9月30日までに申請すれば、施行日である令和5年10月1日の登録を受けられるよう対応する



○ 今後の周知広報の方針

- 今後、免税事業者への制度浸透を加速する観点から、事業者が抱える問題意識や課題を丁寧に把握しながら、きめ細かく対処していくため、
 - ① 「免税事業者を含めた幅広い事業者の裾野を意識した適切な情報の発信」
 - ② 「登録の可否を検討している事業者に対する、これまで以上に寄り添った対応」を二本の柱とし、組織を挙げて取組を強化する

国税庁における周知広報の取組①

○ 具体的な周知広報の実施について

- 令和5年度税制改正の大綱において、免税事業者を含む中小・小規模事業者の負担軽減措置等が講じられたことなどを踏まえ、年明けからは、免税事業者を含めた幅広い事業者についても広く周知を行うため、全国ネットのテレビ（令和5年2月）や全国紙の新聞（令和5年3月）を活用した周知を実施するとともに、関係府省庁や地方支分部局と緊密に連携して積極的に説明会の機会を設け、きめ細やかな寄り添った対応を行っているところ

Webコンテンツ

国税庁HP「インボイス制度特設サイト」



Web-TAX-TV、YouTube国税庁動画チャンネル



マスメディアなどの活用

ラジオCM



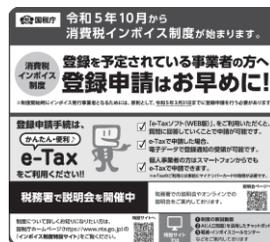
テレビCM



政府インターネットTV



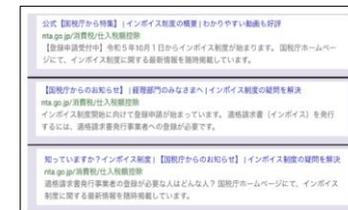
記事下広告



Yahoo! JAPANトップページ



検索連動広告



国税庁における周知広報の取組②

○ その他の周知広報施策

事業者団体への呼びかけ

- ・ 要請に応じた説明会の講師派遣の実施など、事業者団体等との密な連携
- ・ 日税連などの関係民間団体等や酒造組合などの所管事業者団体への周知広報の協力依頼
- ・ 関係府省庁の所管団体の機関誌等への寄稿及び記事下広告の掲載

説明会の開催

- ・ 国税局・税務署主催の説明会を開催
- ・ オンライン説明会の開催及びアーカイブを国税庁HPに掲載

相談体制の充実

- ・ インボイスコールセンターの拡充
- ・ チャットボットの運用

事業者へのプッシュ型通知

- ・ 免税事業者を含む全事業者に申告案内と併せリーフレット等を送付
- ・ 個人の課税事業者に早期申請を案内するダイレクトメールを送付

○ 酒類製造業者等に対する周知広報の取組

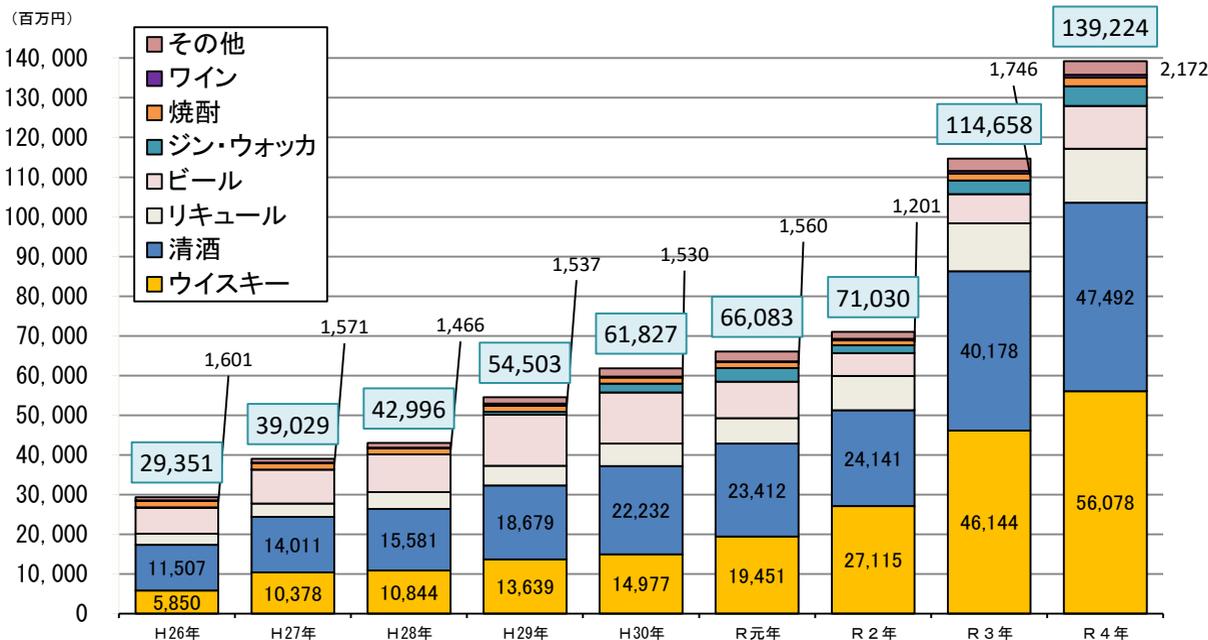
- 国税庁においては、酒類業の所掌官庁として、酒造組合などの事業者団体に対しインボイス制度の周知広報や制度への協力依頼文書の送付のほか、事業者団体への講師派遣など酒類製造業者等への周知広報の取組を行ってきたところ
- さらに、酒類の原料の購入先には小規模な免税事業者（米農家・ブドウ農家等）が含まれていることから、農林水産省による農業団体等への周知広報に加え、酒類業全体としてインボイス対応が進むよう、令和4年12月、全国の酒類製造業者等に対しても、原料等購入先におけるインボイス制度への対応の検討を促すよう依頼する文書等を送付するなど、きめ細やかな対応を実施している

- 1 令和4年分確定申告への対応
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 酒類業の振興**

日本産酒類の輸出促進

- 令和4年の日本産酒類の輸出金額は、1,392億円となり、初めて1,000億円を突破した令和3年に引き続き好調に推移
- 政府の輸出拡大実行戦略及び輸出目標を踏まえ、より一層、海外需要開拓や海外販路拡大の支援を推進

○ 最近の酒類の輸出動向



○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位:億円)

順位	国・地域	2022年	対前年増減率
1	中華人民共和国	395	+23.3%
2	アメリカ合衆国	268	+12.5%
3	台湾	120	+29.3%
4	香港	116	▲21.4%
5	シンガポール	82	+62.6%
6	フランス	62	+7.6%
7	オーストラリア	56	+34.0%
8	大韓民国	56	+101.8%
9	オランダ	42	+8.4%
10	カナダ	25	+68.6%
—	(参考)EU・英国	156	+22.3%
—	全体	1,392	+21.4%

○ 輸出拡大に向けた取組

海外需要開拓支援

- 酒類事業者による日本産酒類の海外需要開拓の取組を支援 (ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金等)

海外販路拡大

- 海外販路の開拓を推進するため、商談会を企画し、海外バイヤーと国内事業者をマッチング

○ 各酒類における輸出目標 (農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略)

重点品目	2025年目標(2022年)
清酒	600億円(474.9億円)
ウイスキー	680億円(560.8億円)
本格焼酎・泡盛	40億円(21.7億円)
(参考)農林水産物・食品	2兆円(1兆4,148円)

品目団体(農林水産物・食品輸出促進団体)の認定状況

- 先の通常国会で、「農林水産物輸出促進法」が改正され、オールジャパンで輸出に取り組む業界団体（輸出重点品目のもの）を「認定品目団体」として認定する制度が創設され、令和4年10月から制度が開始
- 「年内（令和4年内）に、10品目以上の農林水産物・食品輸出促進団体の認定を行い、速やかに事業活動を開始」（令和4年10月の輸出関係閣僚会議での松野官房長官からの指示）することとされており、①日本酒、②本格焼酎・泡盛の2品目について、令和4年12月5日に「日本酒造組合中央会」を認定
 ※「日本酒造組合中央会」は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、酒税の保全及び酒類業の取引の安定を図ることを目的として設立した団体（会長：大倉 治彦）

○ 日本酒造組合中央会による輸出促進のための取組例

- 傘下の事業者を取りまとめて、酒類専門展示会に出展



Vinexpo(フランス・ボルドー)



ProWein(ドイツ・デュッセルドルフ)

- 国際ソムリエ協会等とパートナーシップ協定を締結。世界のワイン市場関係者に対し日本酒の魅力を発信。
- 日本酒、本格焼酎・泡盛の認知度向上と正しい知識の普及を図るため、世界各国においてセミナーや試飲会等のイベントを実施。
- 市場情報の収集、情報発信、事業サポートを行う海外サポートデスクを設置

※米国、カナダ、英国、フランス、スペイン、イタリア、中国、香港、台湾、シンガポール



ソムリエ教育プログラムでのPR
(マレーシア・クアラルンプール)



本格焼酎・泡盛セミナー
(米国・ニューヨーク)

○ 認定証交付式の模様

- 令和4年12月14日の農林水産物等輸出促進全国協議会総会において、鈴木財務大臣から日本酒造組合中央会に対し、認定証を交付



【左：日本酒造組合中央会】
【右：鈴木財務大臣】

(参考)品目団体の認定状況

- 現時点で15品目7団体を認定

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年 10月31日	(一社)全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	(一社)日本木材輸出振興協会	製材、合板
	(一社)日本真珠振興会	真珠
令和4年 12月5日	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
	(一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯 等
	(一社)全国花き輸出拡大協議会	切り花
	(一社)日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ 等

日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ①

○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月通常国会）
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月通常国会）
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）



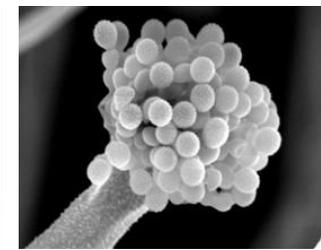
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌(国菌)）



○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和4年3月 ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和5年3月8日 文化審議会無形文化遺産部会において、再提案を答申
- 令和5年3月14日 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 令和5年3月末まで ユネスコ事務局に提案書を再提出
（令和6年11月頃 政府間委員会において審議見込み）

日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 ②

- ユネスコ無形文化遺産登録に向け、文化庁・保存会等と連携し、各種機運醸成事業を実施

○「伝統的酒造り」シンポジウム(海外)

- R5.2.2 パリ日本文化会館

- ・ ユネスコ本部のあるパリで、ユネスコ各国大使やフランスの酒類関係者等を招待し開催
- ・ フランス現地の清酒製造者など日本酒・ワインに造詣の深いフランス人講師も交え、ワインとも比較しながら、日本の酒造りを訴求
- ・ シンポジウム後、日本酒等の試飲を実施。銘柄の香味・味わいに合わせたペアリング(料理)の紹介及び試食



○ ALT(小中学校等の外国語指導助手)を通じた広報

- 日本に滞在中のALT向け酒造り見学ツアー(見学・酒造り体験・試飲)を県単位で企画
- R5年は1～4月に、北海道から沖縄までの16道府県で順次開催
- 体験談は本人SNSを通じ母国へ情報発信のほか、自治体国際化協会の海外向けメルマガへも寄稿予定



○「伝統的酒造り」シンポジウム(国内)

- 酒造りの担い手や有識者を交え全国で順次開催

開催年月日	会場	内容
令和4年2月26日	国立科学博物館(東京)	こうじ菌文化に焦点
3月26日	京都国立博物館	日本酒に焦点
5月28日	沖縄県立博物館・美術館	泡盛に焦点
6月11日	福岡国際会議場	本格焼酎に焦点
11月5日	名古屋クレストンホテル	みりんに焦点
令和5年3月5日	江陽グランドホテル(仙台)	東北の酒造りに焦点
3月23日 24日	札幌駅前地下歩行空間	北海道とジョージアワインの繋がりも焦点



(パネルディスカッションの様様)



(酒造り唄の披露)

○ PR動画

- 「伝統的酒造り」の魅力や歴史等を紹介するPR動画を制作。YouTube国税庁動画チャンネルに掲載

約6分の本編のほか、15秒バージョンも制作



○「伝統的酒造り」ポスター

- 「伝統的酒造り」ポスターを作成

